

発議第1号

山形県議会会議規則の一部を改正する規則の制定について（案）

山形県議会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県議会会議規則の一部を改正する規則  
山形県議会会議規則（昭和62年3月県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表中

山形県議会 広報・広聴委 員会	議会広報・広聴のあり方 についての協議	議長が指名 する議員	広報・広聴委員 長	を
-----------------------	------------------------	---------------	--------------	---

山形県議会 広報・広聴委 員会	議会広報・広聴のあり方 についての協議	議長が指名 する議員	広報・広聴委員 長	に改める。
山形県議会 危機管理委 員会	災害発生時等における 県議会の危機管理対応 についての協議	山形県議会 会派協議会 の構成員 （議長及び 副議長を除 く。）、各常 任委員会の 委員長及び 議長が指名 する議員	危機管理委員 長	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

以上の議案を、地方自治法第109条第6項及び山形県議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

平成30年3月15日

山形県議会議長 志 田 英 紀 殿

提出者 山形県議会議会運営委員長 田 澤 伸 一

（提案理由）

議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場である山形県議会危機管理委員会を新設するため提案するものである。